平成２５年（フ）第５９３号
川崎市川崎区大師河原１丁目４番16号
債務者　伊藤　　進
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種村　　求
4　破産債権の届出期間　平成26年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６６６号
静岡市葵区川合３丁目６番28号
債務者　圷　　有恒
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　史浩
4　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６号
長野県飯田市駄科2676番地10
債務者　岡島　　晃
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　卓也
4　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月19日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１３５６号
滋賀県守山市石田町222番地
債務者　石田　廣司
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神長　信行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２６号
和歌山市西浜1121番地の５
債務者　岡田　善隆
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪川　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４２７号
和歌山市西浜1121番地の５
債務者　岡田　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　窪川　亮輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２４８号
横浜市西区霞ケ丘１―11、住民票上の住所長野県松本市大字島立1985番地１
債務者　青木　憲治
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３８号
新潟市北区新井郷153番地、住民票上の住所新潟市東区海老ケ瀬新町４番27号
債務者　本間　宗純
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝見　洋人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３５号
鹿児島県鹿児島市春山町1611番地10
債務者　西村　進一
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉崎　泰広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９号
沖縄県国頭郡本部町字東530番地１
債務者　喜屋武久一
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古堅　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第１５４号
宮城県大崎市岩出山字東川原町４番地２　ハイムメイプルＡ号棟102号
債務者　菅原　友子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
群馬県安中市磯部２丁目12番７号
債務者　竹本　俊夫
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３８５号
高知市福井町748番地　福寿園
債務者　川田　　隆
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　真帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７２号
宮城県東松島市赤井字川前四番100番地58
債務者　梨澤みな子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
宮城県東松島市赤井字川前四番100番地58
債務者　梨澤　　勝
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
岩手県一関市幸町６番２号
債務者　佐藤マサ子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第１号
岩手県一関市花泉町老松字峠沢12番地、前住所岩手県北上市柳原町３丁目３番28号　メゾンサトウ２―104号
債務者　佐々木純児
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部